

毎週火、金曜日発行(但休日に出るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和38年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和40年1月4日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	野坂浩賢
同	小谷善高

記

監査箇所	執行年月日
工業試験場	昭和39年1月28日
西部福祉事務所	2月6日
中部	11日
東部	20日
保育専門学院	4月14日
母来寮	15日
自治研修所	28日
中央児童相談所	5月14日
米子	25日
倉吉	7月31日
皆成学園	5月18日
倉吉職業訓練所	20日
米子	6月2日
整肢学園	5月28日
積善学園	6月19日
婦人相談所	7月8日

2 試験研究の実施状況について

- 本 場
- (1) 窯業関係
新発見陶石の利用試験研究 外2件
 - (2) 醸造関係
 - (ア) 清酒の品質向上に関する研究 10件
 - (イ) 本県の醬油醸造企業に即した仕込み方式の検討、並びに醬油品質向上に関する研究 6件
 - (ウ) 味噌の特徴化に関する研究 3件
 - (エ) 梨ブランデーの熟成に関する研究
 - (3) 製造関係
連続圧搾抄紙機を利用した面仙紙の試作研究 外2件
 - (4) 産業工芸関係
クラフトデザイン研究 外2件
 - (5) 木材工業関係
木材天然乾燥経過の調査研究 外8件
- 境港分場

- (1) 広巾紙の試験研究
 - (2) 小巾紙の試作研究
- 3 技術指導状況について
- 本 場
- (1) 窯業関係
登窯の重焼成設備指導 外4件
 - (2) 醸造関係
 - (ア) 清酒に関するもの 15件
 - (イ) 醬油に関するもの 12件
 - (ウ) 味噌に関するもの 5件
 - (エ) ふどう酒について
 - (オ) 梨ブランデーについて
 - (3) 製紙関係
化学繊維紙の抄紙技術について 外9件
 - (4) 木材工業関係
 - (ア) 木材乾燥技術について 外4件
 - (イ) 研究会、講習講演会、巡回指導の実施
 - (5) 産業工芸関係

家具のデザイン 外4件

- (1) 工場の指導
新設工場
- 繕細関係 3工場
- 新備近代化工場
- 新関係 2工場
- 借地関係 1工場
- (2) 協同組合共同施設の設置指導
- (3) 工員の実地指導
- 4 38年度中に行なった主な施設設備の整備状況

種 別	数 量	金 額	備 考
醸造用機械器具	7品目	340,200円	
木材工業用機械器具	11	723,400	
製紙用機械器具	3	7,605	
窯業用機械器具	4	1,370,795	
境分場機械器具	5	35,280	
一 般 備 品	10	60,547	

ガス管布設工事	77,610	
合 計	2,615,417	

5 留意事項

- (1) 出納事務について
 - ア 監査時現在において、39年1月以降収入調書を作っていないものが合規の整理をされたい。また収入簿の記帳整理は一層正確を期されたい。なお、出納員更迭に伴う事務引継ぎの際、収入簿に記入した両者の連署に押印が押されていた。
 - イ 化学科(窯業)の設備使用料のうちには前年度の収入に属するものがあつた。年度区分を誤らないようにされたい。
 - ウ 木材工業料の使用料及び手数料、及び化学科(製紙)の使用料で受領済現金の原金庫への払い込みの遅れているものがあつた。
 - エ 木材工業料の手数料収入に関するもので、鳩尾切刃等の研磨については条例に料金の定めがなく、かつ、零細なものであるとの理由で、手数料を徴

00211

収していないものがあつたが、これらについても
条理化する等、取り扱いを明確することが妥当と
思われるので当局の検討を望む。

オ 生産収獲物品の売却処分代金の調定事務が遅れ
ているものがあつた。

カ 監査時現在において39年3月分及び4月分の支
出にかかる支出簿の登記がなされていなかった。
適切な事務処理をされたい。

キ 試験用機械の購入その他施設の整備にあたり、
年度経過後の監査時において売買契約、工事請負
契約の未てい結のもの及び機械が納品されていな
いもの、または、支出科目が適当でないものが次
のとおりあつたので、適切な処理について留意さ
れたい。

ク(ア) 定温恒温器 (136,000円) の売買契約が未
てい結であるほか、また納品されていなかった。

ク(イ) 予算の成立が遅れた(3月に追加)ため、
ラムスラー試験機 (4,300,000円) は納品されて

いなかった。

(ウ) 施設費で設備した木材の天然乾燥装置 (52,0
00円) は完成していたが、工事請負契約は未
てい結であつた。

(エ) また、施設費で整備した上記木材乾燥装置の
ほか、ガス管布設工事 (77,610円) の支出科目
は工事請負費が適当である。

(2) 予算の効率的執行等について

ア 境港分場の染色用石炭は2〜3回にわたり市中
業者から購入し、1部は相当高い価格で購入して
いたが、予算の効率的執行の面から用品会計を利
用することが適当と考えられるので、今後の購入
については検討されたい。また、原材料受払簿と
研究完了表に記入された石炭の使用数量が不適合
を生じていた。払い出し事務整理は正確を期され
たい。

イ 本場において、相当以前に購入された木炭が、
現在使用予定のないまま110余俵保管されていた。

00212

予算の計画的執行に留意されるとともに、物品の
効率的使用の見地から他への活用等の方法を講ぜ
られたい。

(3) 物品の管理について

ア 生産収獲物品出納簿と現物数量に不適合を生じ
ているものがあつた。的確に整理をして管理を厳
にされたい。

イ 生産収獲物品のうちテーパーセンサー及び醬油
注を委託販売のため物産館に出品しているが、双
方の残数量が不適合を生じているようである。連
絡をとつて明確にされたい。

ウ ストーブ及び角釜 (木材工業科) を屋外に放置
していたが、不用のものは処分する等適宜整理さ
れたい。

(4) 施設設備について

ア 木材工業科の塀が老朽のため破損倒壊したまま
となつてているが、場内保全管理の面からも早期に
修繕するよう当局の配慮を望む。

イ 窯業試験用の窯は大きな亀裂を生じ、ファイナ
ローブで交えている現状であるので、改築を考慮
されたい。

(5) テザイナーの補充について

各部門とも工芸テザインは重要視すべき産業界の現
況にあるのに、産業工芸科長(テザイナー)は欠員
となつたままである。これが補充に各段の努力をさ
れたい。

(6) 検査料(仮称)の設置について

時代の流れとともに セメント、コンクリート、同
骨材、鉄筋等の材料検査の依頼件数が近時非常に増
加している。また、軽油、重油等の燃料検査の要望
もある。これらは現在の何れの科にも属しないサー
ビス業務であるので、場の組織の変更について検討
されるよう望む。

西部福祉事務所 昭和39年2月6日監査
 監査委員 浜田庄平
 同 中野坂浩
 同 一野坂浩
 同 野坂浩

1 予算の執行について

(1) 当年度(昭和39年1月31日現在)予算の執行状況は次表のとおりである。

(単位 円)

科目	調定額	収入済額	不納額	収入済額	附記
一般会計					
項 負担金	896,574	686,830	—	209,744	社会労働福祉会費
債 還金	49,865	32,815	—	17,050	福祉生援学資金償還金
雑 入	840,176	279,688	11,870	548,618	
合 計	1,786,615	999,333	11,870	775,412	
特別会計					
母子福祉事業費					
母子福祉事業費					
項 償還金	3,046,052	2,387,845	—	658,209	

雑入	雑入	雑入	雑入
666,297	200,833	—	465,464
3,712,349	2,588,676	—	1,123,673
合計			

(単位 円)

科目	目	予算額	支出済額	予算残額
一般職員	計費	14,130,000	12,155,485	1,974,515
生活保護	費	140,300	62,300	78,000
社会福祉	費	49,768,000	44,059,357	5,708,643
児童福祉	費	4,510,478	3,198,899	1,311,579
婦人児童福祉	費	2,197,800	1,580,310	617,490
世 話	費	1,143,200	865,792	277,408
広報活動	費	224,000	174,007	49,993
特別会計	計	72,114,543	62,096,915	10,017,628
母子福祉資金貸付事業費	費	8,209,500	4,817,842	3,391,658

2 主な事業の実施状況について

(1) 生活保護の状況

区分	被保護世帯	被保護人員	保 護 費		左 の 内				保 護 率 千 分 比	
			金 額	1人当り	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助		その他
38年度	(753)	(2,227)	(8,848,653)	11,500	(3,453,888)	(239,101)	(250,661)	(4,697,406)	(297,597)	21.7
4月11月	6,023	17,813	70,789,221	3,974	27,631,100	1,912,808	2,005,288	37,579,247	1,660,778	

備考 ① 保護率は昭和38年11月のものである。
 ② ()内は月平均である。

(2) 身体障害者補装具等交付及び修理の状況

年 度	区 分	交 付		修 理		合 計	
		件数	金 額	件数	金 額		
38年度	福祉法	39	335,705	12	33,688	51	369,393
4月~	児童福祉法	7	21,320	5	24,700	12	46,020
12月	合 計	19	172,770	1	120	20	172,890
		65	529,795	18	58,508	83	588,303

(3) 母子福祉資金貸付の状況

区分	区市別	貸付申請		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額
38年度	西米子部	89	2,089,000	82	1,231,000
	米子港市			135	2,577,000
4月~12月	境合			68	1,071,500
	計			285	4,679,500

備考 ① 市部分の貸付申請は当所を經由しないので、計上していない。

(4) 児童福祉施設最低基準検査の状況

保育所27施設実施

3 監査の結果

(1) 生活保護費について

生活保護費の支給にあたり、なかにはかなり遅れて追加支給(4月分を10月に支給)している事例があつた。

保護の決定事務が遅れることのないよう、一層配慮されたい。

(2) 児童措置費負担金について

被保護者に支給した保護費で、返還事由が生じて返還させる場合に、町長(資金前受領者)に返還させている事例があつたが、この処理方法は検討を要する。なお、返還を要するものの収納事務処理の迅速化に留意するとともに、未収となっているものの収納促進に一層努力の要がある。

年度	現年度			前年度			計		
	現定額	収入済額	収入率	現定額	収入済額	収入率	現定額	収入済額	収入率
37	757,995	528,041	69.7%	453,687	94,278	20.8%	1,211,682	622,319	51.4%
38	896,574	686,850	76.6%	516,277	112,232	21.7%	1,412,851	799,062	56.6%

収入率を前年同期に比較すると、現年度分並びに

滞納分ともに上昇してはいるが、他所に比較すると低調であり、なお、毎年度のようと欠損処分(当年度も監査時現在で11,870円処分)している実情である。未収金の徴収については格段の努力を要する。

1 年度当初調定が遅れ勝ちであつた。適期に調査

されたい。

既に措置解除となつているものに対し、数ヶ月にわたつて調定している事例があつたが、措置児童の状況を適確には極し、適切な事務の処理をされたい。

(3) 福祉生業学資金について

昭和39年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、

年度	現年度			前年度			計		
	現定額	収入済額	収入率	現定額	収入済額	収入率	現定額	収入済額	収入率
37	52,590	41,615	79.1%	135,470	42,865	31.6%	188,060	84,480	44.9%
38	49,865	32,815	65.8%	149,080	17,540	11.8%	198,945	50,355	25.3%

収入率を前年度と比較すると現年度分及び滞納分ともに著しく低下し、また、他所に比較しても低調である。滞納者に対しては当人にはもとより親族に対しても常時督促し、未収金の収納整理に格段の努力

をされたい。
 (4) 母子福祉資金について
 〒 昭和38年12月末現在における償還の状況は次表のとおりで、

00217

年度	地区別	現年度		前年度		調査額	収入済額	収入率	調査額	収入済額	収入率	調査額	収入済額	収入率
		調査額	収入済額	調査額	収入済額									
38	西部地区 米子港計	1,317,450	1,066,661	81.0	135,030	71,171	52.9	1,452,480	1,137,882	78.3				
		1,181,975	931,027	78.8	286,289	64,719	22.6	1,468,254	995,746	67.8				
37	計	2,860,305	2,254,802	78.8	141,525	36,585	25.9	502,405	293,699	58.5				
		2,690,094	2,128,742	79.1	562,844	172,475	30.6	3,423,149	2,427,277	70.9				
					361,617	36,976	10.2	3,051,711	2,165,718	71.0				

収入率は前年同期と殆んど変わりはなく、また、他所と比較するとかなり低調である。担当職員数の割に取扱件数が多い等理由は種々あると思われるが、前年の監査でも指摘されたとおり、今後の貸付に際してはできるだけぎり年賦、或いは半年賦償還の方法によるべく、また、既貸付分のこの方法への切り替え、償還のための預金の増強等につ

き、さらに強力に指導するとともに、償還開始の予告、未償還者に対し払い込みの督促及び再督促等、償還等の事務取扱要領による諸手続をも励行し、償還の促進に一層努力の要がある。
 〒 昭和38年12月末現在における連約金の徴収状況は次表のとおりである。

00218

調査件数	収入済額		収入未済額		収入率	
	件数	金額	件数	金額		
881	107,010	189	13,496	692	93,514	12.6

収入率は僅かに12.6%で他所に比較しても最も低調である。
 これが徴収整理については、格別努力の要がある。

(5) その他

- ア オートバイ用燃料の購入に際し、業者と取り交している契約書によると、油の規格品質を明確にしているにもかかわらず現物引取のとき使用している注油依頼書(チケット)は、規格品質が不明確である。検収の徹底につき一層配意の要がある。
- イ 物品の購入にあたり見積書の不足しているものがあつた。正規のとおり適正に処理されたい。
- ウ 物品購入に際し、支出科目に検討を要するものがあつた。
- エ 特殊勤務実績簿の記帳整理の不備のものがあつた。

た。
 〒 前記のとおり、各種収納金の収入率が三所のうち最低であるが、これは、地区担当社会福祉主事の一人当り担当業務量が他の所に比して多いことも一因ではないかと考えられるので、当局は検討されたい。

中部福祉事務所 昭和39年2月11日 監督

- 監督委員 浜 田 庄 二
- 同 中 田 玉 平
- 同 野 坂 浩 賢

- 1 予算の執行について
- (1) 当年度(昭和39年1月31日現在) 予算の執行状況は次表のとおりである。

(単位 円)

歳入	科目	目	調定額	収入済額	収入未済額	附記
歳入	一般会計	社会及び労働施設員相金	537,275	441,092	96,183	
		負担金	30,145	24,935	5,210	社会及び労働施設員相金
		雑収入	191,332	144,427	46,905	福祉生業学資金償還金
		特別会計	758,752	610,454	148,298	
		母子福祉資金貸付事業費	2,264,410	1,887,850	376,560	
		債権	115,543	25,860	89,683	
		雑	2,379,953	1,913,710	466,243	
		合計				
		合計				
		合計				

(単位 円)

歳出	科目	目	予算額	支出済額	予算残額	附記
歳出	一般会計	職員費	14,564,000	12,180,870	2,383,180	
		生活保護費	36,165,000	32,467,061	3,697,939	
		福祉	2,367,665	1,665,256	702,409	
		合計				

児童保護費	3,320,900	2,466,496	854,404	
婦人児童福祉費	974,700	672,225	302,477	
世話費	227,000	180,755	46,245	
広報活動費	873	—	873	
合計	57,620,138	49,632,661	7,987,477	
特別会計				
母子福祉資金貸付事業費				
特種事業費				
合計	6,153,200	3,963,545	2,189,655	

2 主な事業の実施状況について

(1) 生活保護の状況

区分	被保護世帯		被保護人員	保護費	左の内の訳						保護率
	世帯	人員			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	千分比	
38年4月1日	(609)	(1,492)	(7,003,837)	4,695	(2,501,342)	(130,263)	(993,524)	(3,895,157)	(183,581)	18.8	
4月1日	5,477	13,427	65,034,529	4,695	22,511,812	1,172,365	2,641,719	35,056,407	1,652,226		

備考 ① 保護率は昭和38年12月のものである。

② () 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具等交付及び修理の状況

年度	区分	交付		修理		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
38 4月~ 12月	福祉法	45	288,104	14	54,443	59	322,547
	援護法	12	76,470	9	24,919	21	101,389
	児童福祉法	12	79,025	3	11,795	15	90,820
	合計	69	423,599	26	91,157	95	514,756

(3) 母子福祉資金貸付の状況

区分	都市別	貸付申請		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額
38 4月~ 12月	中部	107	2,874,000	106	2,824,000
	倉吉市			67	1,839,000
	合計			173	4,663,000

備考 ① 市部分の貸付申請は当所を経由しないので計上していない。

(4) 児童福祉施設最低基準検査の状況
保育所34施設、母子寮1、へき地保育所2施設実施

3 監査の結果

(1) 生活保護費について

年度当初支給した生活保護費のうちには、支出年度区分に検討を要するものが散見された。

1 母来寮入寮中のもので、保護の決定が数ヶ月以上も遅れている事例があった。

2 生活保護費の資金前渡精算による返納が遅れている。精算の結果返納を要するものは速やかに返納させるようにされたい。

3 未返還の収納促進について努力されたい。

(2) 児童措置負担金について

年度	現年度			過年度			合計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
37	452,505	397,624	87.9%	—	—	—	452,505	397,624	87.9%
38	557,275	441,092	82.1%	7,900	1,000	12.7%	545,175	442,092	81.1%

収入率は他所に比較すると著しく良好であるが、前年同期よりはかなり低下している。完全収納につき一層努力を望む。

1 措置児童台帳の課税状況記載欄に課税台帳と照合したことを証する調査担当者の確認印のないものがあつたが、措置費負担金決定の根拠となる課税額の確認は一層厳格にされたい。また、負担金減免申請を未決裁のまま減免をしているものがあつた。適正な事務処理をされたい。

2 児童相談所長通知による入所年月日と異つた入所年月日を基準に、負担金を徴収しているものが

あつた。また、措置停止の通知をかなり遅れて受けている事例があつたが、さらに緊密な連絡をとつて適正な事務処理に努められたい。

3 負担金の調定は遅れないようにされたい。

(3) 福祉生業学資金について

昭和39年1月未現在の償還金の回収状況は次表のとおりである。

特別会計 母子福祉事業費 貸付事業費					
項 債 入	2,698,272	2,162,620	—	535,652	
項 雑 入	477,444	250,539	—	226,905	
合 計	3,175,716	2,413,159	—	762,557	

歳出 (単位 円)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	予 算 残 額
一 項 殺 害 罪 刑 罰 費	17,222,000	14,768,257	2,453,743
” 員 費	89,400	53,400	36,000
” 諸 費	67,666,250	59,222,893	8,443,357

” 社会福祉費	4,173,268	2,869,332	1,303,936
” 児童保護費	5,136,800	3,935,232	1,201,568
” 婦人児童福祉費	1,130,550	745,151	385,399
” 世話活動費	145,600	82,262	63,338
” 広報活動費	920	920	—
” 雑支	1,410	1,410	—
合 計	95,566,198	81,678,857	13,887,341
特別会計 母子福祉資金貸付事業費	7,766,200	5,159,061	2,607,139

2 主な事業の実施状況について
(1) 生活保護の状況

区分	被保護世帯	被保護人員	保 護 費		左 の 内			保 護 率 千 分 比 %		
			金 額 円	1人当り 円	生活扶助 円	住宅扶助 円	教育扶助 円		医療扶助 円	その他 円
38年度	(1,077)	(2,965)	(13,388,741)	4,515	(4,599,893)	(210,663)	(624,045)	(7,785,644)	(168,496)	22.5
4月~12月	9,689	26,686	120,498,669	4,515	41,598,041	1,895,965	5,616,408	70,070,792	1,516,465	

備考 ① 保護率は昭和38年12月のものである。
② () 書は月平均である。

(2) 身体障害者、補装具等交付及び修理の状況

年 度	区 分	交 付		修 理		合 計
		件数	金 額 円	件数	金 額 円	
38年度 4月~12月	福祉法	57	212,440	21	35,017	247,457
	援護法	7	48,780	3	95,176	143,956
	児童福祉法	14	129,700	53	12,108	141,808
	合 計	58	390,920	59	142,301	533,221

(3) 母子福祉資金貸付の状況

区分	郡 市 別	貸 付 申 請		貸 付 決 定	
		件数	金 額 円	件数	金 額 円
38年度 4月~12月	東 部	124	3,492,000	113	2,708,000
	鳥 取 市 計			95	2,292,000
	合 計			208	5,000,000

備考 ① 市部分の貸付申請は当所を経由しないの

で計上していない。

(4) 児童福祉施設最低基準検査の状況
保育所引施設実施
3 監査の結果

(1) 生活保護費について
ア 生活保護費の資金前被精算が遅れ勝ちである。速やかに被保護世帯に支給させるとともに、早期に精算するよう町村長を指導督促されたい。

1 既に支給した生活保護費で返還事由が生じて返還させているものの中には、数ヶ月分を同時に返還させるよう事務処理している例があるが、被保護世帯の実態を常時適確には握って適切な処理をするよう一層配慮の要がある。
なお、未返還金の収納促進については一層努力さ

れた。
ウ 既に支給した保護費の返還に際し、変更決定前に調定しているものがあつた。
(2) 児童措置費負担金について
昭和39年1月末現在の徴収状況は次表のとおりで、

年度	現年度			過年度			合 計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
37	736,129 円	368,542 円	50.1%	172,211 円	86,750 円	50.4%	908,340 円	455,272 円	50.1%
38	991,962	807,069	81.4	301,328	93,765	31.1	1,293,290	900,834	69.6

収入率を前年同期に比較すると、現年度分が大巾に上昇し、総体的にかなり伸びを示していたが、なお、未収金の収納促進に一層の努力をされたい。

(3) 福祉奨学資金について
昭和39年1月末現在の償還金の回収状況は次表のとおりで、

年度	現年度			過年度			合 計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
37	142,358 円	89,315 円	62.7%	80,195 円	25,960 円	32.4%	222,553 円	115,275 円	51.8%
38	192,071	78,238	40.7	102,593	29,370	28.6	294,644	107,608	36.5

収入率を前年同期に比較すると、現年度分及び過年度分ともにかなり低下している。未収金の収納については一層努力を要する。

(4) 母子福祉資金について
昭和38年12月末現在における償還の状況は次表のとおりで、

年度	地区別	現年度			過年度			合 計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
38	東部地区 鳥取市 鳥取市 計	1,323,692 978,980 2,322,672	1,206,627 820,552 2,027,179	86.6% 83.8% 85.4	272,313 190,877 463,190	93,310 139,877 252,509	34.3% 72.9% 50.2	1,666,005 1,169,857 2,855,862	1,299,927 959,751 2,259,688	78.0% 82.0% 79.7
37	計	2,079,384	1,930,953	84.7	509,320	232,607	45.7	2,788,704	2,163,560	77.6

収入率は前年同期より若干上昇していたが、中部、福祉事務所と比較すると低調である。西部福祉事務所の項でも述べた通り、今後の貸付にあつて

は、できるかぎり年賦或いは半年賦償還の方法によるべく、また、既貸付分この方法への切り替え、償還のための預金の増強等について強力を指

00229

導するとともに、償還協力員の増員についても考慮し、償還の促進に一層努力の要がある。

イ 昭和38年12月末現在における違約金の要徴収額は69,745円(984件)あり、このうち本人から納付のあったもののみ調定収入し、その状況は次表のとおりである。

調定件数	収入済額		収入未済額		収入率
	金額	件数	金額	件数	
253	12,134円	253	12,134円	—	100%

違約金の取扱については本庁の指示もあり、徴収すべきものはそのつど調査決定するとともに、これが徴収整理に一層努力の要がある。

ウ。借入書の内容記入の不備のものがあつた。明確に記入整備するよう指導された。

エ 現金徴収証書の年度、区分等内容の明記されないものがあつた。

(5) その他

ア 原動機付自転車用燃料購入については単面契約を払い結しておくとともに、消耗品交付簿に登載整理されたい。

また、前年度末に購入し業者預けとしているものが625.4ㄉあり、このうち当年度(監査時現在)245ㄉを使用しなお380.4ㄉ残っていた。さらに当年度予算による購入を考慮に入れるとかなりの余裕が見受けられる。予算の効率的な執行について当局の配慮を望む。

イ 通勤手当確認簿の整理の不十分なものがあつた。

ウ 第1・4半期末における予算の執行をみると、職員給等人件費で赤字支出となつているものがあつた。適期に予算合達を受けて執行されたい。

エ 物品の購入にあたり、支出科目の適正と認めがたいものがあつた。

00230

保育専門学院

昭和39年4月14日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 予算の執行について(昭和39年3月31日現在)

(1) 収入

科目	予算額		収入額		摘要
	予算額	調定額	収入額	収入未済額	
雑収入	—	16,800円	1,200円	15,600円	
寄附金	—	5,700	5,700	0	県庁舎建設寄附金
合計	—	22,500	6,900	15,600	

(2) 支出

科目	予算合達額		支出済額		差引残額
	予算額	調定額	支出済額	収入未済額	
県職員費	3,350,000円	3,350,000	3,163,161円	186,839円	
保母養成施設費	3,084,000	3,084,000	2,864,238円	219,762円	
その他	6,000	6,000	3,000	3,000	
合計	6,440,000	6,440,000	6,030,399	409,601	

(3) 収入証紙取扱額(入学試験手数料) 32,400円 (108件)

2 学生の状況について
児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする女子に保母としての必要な知識、及び技能を体得させるための保母養成施設で修業年限は2年、学生定員100名(1学年50名)に対し98名(1年50名、2年48名)在籍していた。

3 38年度中における主な施設設備の整備状況について

品名	数量	金額	備考
どろり撮影機及び映写機	1	140,000	
8ミリ撮影機	各1	54,000	
図書の	90	61,600	
その他教科用備品	15品目	185,104	
事務用備品	3品目	17,296	
計		458,000	

4 留意事項

00231

(1) 出納事務について

- ア 運動手当確認簿の整理の不十分なものがあつた。
- イ 学院長が学識者6人に対し、入学試験委員を委嘱して報酬及び費用弁償を支出していたが、報酬費及び特別旅費で支出するが適当である。
- ウ 学院講師の旅行依頼にあつては、旅行依頼簿を整備されたい。
- エ エルモ撮影機外3品目を54,000円で購入していたが、この売買契約にあたり、契約と同時に売買代金を支払うこと等適当でない約定がなされていた。物品の売買契約にあつては、昭和36年5月会計課長通知「契約書の様式について(通知)」もあり、適正な処理をされたい。
- (2) 物品の管理について
 - ア 郵便切手について物品出納簿がなかつた。正規のとおり備えて出納を明確にしておかれたい。
 - イ 棄却処分した物品について備品貸与簿の整理が不十分のものがあつた。異動の都度整理しおかれ

たい。

(3) 財産の管理について

- 財産台帳副本を作成していたが、鉛筆書の不十分なものであつた。明確な台帳に整備しておくことが望ましい。
- (4) 警備員について
 - 学院職員による宿直を廃止し警備員2人が配置されていたが、そのうち1人が退職した後、その補充ができなかつたため、8月11日から翌年3月31日まで1人で警備にあたるほか、警備員に事故があるときは職員が交替していた。
 - あらかじめ交替要員を確保しておく等、警備に万全を期するよう検討されたい。
- (5) その他について

当院の職員及び施設設備の充実については、従前の監査でも要望されているところであり、今後さらに努力されるよう望む。

00232

昭和39年4月15日監査

母 来 察 監査委員 浜 田 庄 三

1 予算の執行について

- (1) 当年度(昭和39年3月31日現在)予算の執行状況は次表のとおりである。

収入 (単位:円)

科 目	予算 合算額	調 定 額	収入済額	収入 未済額	附 記
項 雑	—	19,850	19,850	—	保護施設専 業費繰入金
” 弁償金及び報償金	—	3,512,206	3,512,206	—	0 弁償金
” 寄 附 金	—	5,200	5,200	—	0 県庁舎建設 寄附金
合 計	—	3,557,256	3,557,256	—	0

支出 (単位:円)

科 目	予算令達額	支出済額	差引残額	附記
項 員 費	5,640,000	5,453,556	186,444	
” 生活保護費	1,970,000	1,970,000	—	0
” 社会福祉費	7,061,957	4,841,792	2,220,165	
合 計	14,671,957	12,265,328	2,406,629	

2 主な事業の実施状況について

- (1) 生活保護法に基いて、福祉事務所から委託を受けた老衰のため独立して日常生活を営むことができない要保護者を収容していたが、老人福祉法の施行(昭和38年8月1日)後は同法の養護老人ホームとして、65才以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを収容して養護する施設となつた。
- 当年度末現在における収容養護の状況は次表のとおりである。

男女別	収容定員	38年3月未現在	転入	転出	死亡	39年3月未現在	年 令 別 内 訳				
							40~59	60~69	70~79	80~89	90才以上
男		37	28	8	6	52	3	16	23	9	1
女		51	35	11	6	67	3	17	25	18	4
合 計	150	88	61	19	11	119	6	33	48	27	5

00233

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 保護施設事業費繰替金の収入事務について収入調書に、収支命令者の印がないもの、現金受領したものの具金庫への払い込みが遅れているものがあった。適正事務処理をされたい。

イ 弁償金の収入事務について恩給、扶助料等収入のある者の自己負担金の調定事務が遅れているものがあった。適時調定し、収納に努められたい。また、米子市及び境港市からの保護施設事業費弁償金の収納が遅れていた。

ウ 歳入歳出外現金の取扱いにあたり、収入調書がなく、また所得税、住民税の払込時期が遅れているものがあった。適正処理に努められたい。

エ 燃料(混合油)の購入にあたり、物品購入伺簿と注油伝票による購入数量に不適合を生じていた。購入数量は正確には握しおかれたい。なお購入契約を締結していなかったが、このように長期にわたり継続的に購入するものは毎年度単価契約をてい結するようにされたい。

オ 物品の購入にあたり見積書を徴していないものがあった。また年度末において購入伺のないまま

00234

(第3種郵便物認可)

発注している事例がかなり見受けられた。適正な事務処理をされたい。

カ 通勤手当確認簿の整理が不充分であった。

(2) 物品の管理について
当年度に棄却処分した備品について、備品貸与簿の整理がしてないものがあった。速やかに整理された。

(3) 財産の管理について
ア 自転車置場及び日養老院建物を引移転した倉庫があるが財産台帳に未登録である。速やかに登録し、明確にしておくべきである。

(4) 遺留金の取扱いについて
在寮者が死亡した場合、当人の遺留金を受取人がないために当寮の顧問金の口座に入れていたが、この取扱は適当と認めがたい。正規のとおり処理すべきである。

自治研修所 昭和39年4月28日 監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 予算の執行について(昭和39年3月31日現在)

(1) 収入

科 目	予算額	調達額	収入済額	収入未済額	摘要
附 金	—	2,500	2,500	0	県庁倉庫建設寄附金
自治研修所運営委託金	—	1,095,000	1,032,300	62,700	
合 計	—	1,097,500	1,034,800	62,700	

(2) 支出

科 目	予算令達額	支出済額	差引残額	摘要
県 職 員 費	3,108,000	3,054,171	53,829	
自治研修費	2,191,000	2,016,253	174,747	
人事管理費	163,260	163,246	14	
土木事業振興費	67,000	67,000	0	
合 計	5,529,260	5,300,670	228,590	

2 研修実績

区分	一部(新採)		二部(初級)		三部(実員)		西部(監督者)		五部(専門)		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
県	3	197	6	229	(12) 1	(552) 31	(6) 4	(180) 50	(4) 1	(172) 48	(22) 15	(904) 555
市町村	3	118	9	248	1	44	2	32	4	151	19	593
計	6	315	15	477	14	627	12	262	9	371	56	2,052

注 () の数は、県及び市町村職員の合同研修であつて外数である。

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 市町村から交付を受ける当年度運営委託金は、8月13日開催の運営審議会にかけて決定し、同月下旬に調定していったが、努めて早い時期に決定して調定するようにされた。また、職員の研修経費負担協議書によると、市町村から交付を受ける時期はその年度の12月末日までとなっているにもかかわらず1月以降となつて

いるものが数件ある。期日までには必ず交付を受けるよう督促されたい。

イ 「研修所だより」を1回850部で9回、延7,650部を発行するにあたり、指名した5業者の競争に付し、単価契約を行なつていったが、契約書において印刷数量を850部としながら印刷回数約定がなされていなかった。単価契約にあつては、1回当りの印刷数量のほか、年度間の印刷総予定回数も単価決定に影響を及ぼす条件であるので、こ

れらについてその概数を決定し、業査の競争に付するとともに約定すべきである。

中央児童相談所 昭和39年5月14日監査
監査委員 中 田 玉 平

(2) 物品の管理について

当所備付図書のうち従来から紛失していたもの18冊について当年度棄却処分していたが、正規の事故報告をしないで処分していたことは適当と認めがたい。また、貸与した図書で長期間にわたり未返済となつているものがあつたが、速やかに返済させるとともに貸与規程による適正な運営と保管管理に一層の配意を望む。

(3) 研修施設について

現在の研修施設は狭あいでの業務運営上のあい路となつてゐるので、全面的な拡充整備が望まれる。なお宿泊施設とくに女子職員のための施設並びに浴場の新設が、当面の課題となつてゐるので、当局は検討善処されたい。

1 予算の執行状況 (昭和39年4月30日現在)

(1) 収入 (単位: 円)

科目	予算連額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
雑収入	—	2,890	2,890	0	
寄附金	—	12,500	12,500	0	県庁舎建設寄附金
合計	—	15,390	15,390	0	

(2) 支出

(単位: 円)

科目	目	予算合連額	支出済額	差引残額	摘要
県	庁 費	8,376,400	8,267,717	108,683	
	社会福祉費	6,900	6,900	0	
	児童保護費	13,629,895	13,580,916	48,977	
	婦人児童福祉費	1,574,501	1,557,873	36,628	
	衛生諸費	2,000	2,000	0	
	合計	23,589,694	23,395,406	194,288	

2 主な業務の実施状況について

(1) 措置の実施状況

制戒 誓約	指導委託		施設					所 乳児 院	里親 委託	他の 機関 紹介	家族 送致	その他	合計	
	児童 福祉 社 会 主 事	児童 委員	養護 施設	教護 施設	精養 施設	盲ろう あ 施設	肢体不 自由 施設							
90	28	0	4	41	15	18	9	40	6	4	44	0	2,188	2,487

(単位 人)

(2) 一時保護の実施状況

(単位 人)

区	分	実	人	員	延	人	員
一時保護所				315			1,200
委託一時保護				53			600
合 計				368			1,800

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 養護施設等に対する措置費の支出伺に決裁印のないものがあつた。また、特別旅費(児童移送車馬費)を立替人に支払する場合支出伺のないもの

があつた。適正な事務処理をされたい。なお、立替払は現行規定では認められていないので、予測し得るこのような支出については資金前渡の方法によらねたい。

イ 特殊勤務手当予算の執行をみると、年度中途において赤字支出をしていたが、適期に予算の令達を受けて執行されたい。

ウ スターター用燃料(混合油)の購入については契約を払い結してなかつたがこのように長期継続的に購入するものについては毎年度単面契約を払い結しておくことが望ましい。

2 主な業務の実施状況について

(単位 人)

制戒 誓約	指導委託		施設					所 乳児 院	里親 委託	他の 機関 紹介	家族 送致	その他	合計	
	児童 福祉 社 会 主 事	児童 委員	養護 施設	教護 施設	精養 施設	盲ろう あ 施設	肢体不 自由 施設							
90	28	0	4	41	15	18	9	40	6	4	44	0	2,188	2,487

(2) 一時保護の実施状況

(単位 人)

区	分	実	人	員	延	人	員
一時保護所				315			1,200
委託一時保護				53			600
合 計				368			1,800

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 養護施設等に対する措置費の支出伺に決裁印のないものがあつた。また、特別旅費(児童移送車馬費)を立替人に支払する場合支出伺のないもの

があつた。適正な事務処理をされたい。なお、立替払は現行規定では認められていないので、予測し得るこのような支出については資金前渡の方法によらねたい。

イ 特殊勤務手当予算の執行をみると、年度中途において赤字支出をしていたが、適期に予算の令達を受けて執行されたい。

ウ スターター用燃料(混合油)の購入については契約を払い結してなかつたがこのように長期継続的に購入するものについては毎年度単面契約を払い結しておくことが望ましい。

なお、現物引取は注油伝票によつて行っているが、購入伺簿の数量と不適合を生じていた。注油伝票は必ず発行し、引取数量を確認しおかれたい。

エ 物品(備品)購入に際し相見積のないものがあつたが、なるべく2人以上から見積書を徴し、購入事務の適正を期されたい。

オ 旅費等の受領についての権限を委任する委任状に収入印紙が添付されず、また、委任者の押印のないものがあつた。適正な処理をされたい。

カ 39年1月に児童の一時保護を他の施設へ委託したもののうち委託料の未払があつたが、監査時現在予算合達の残額がこの未払額に不足していた。的確な予算執行につとめられたい。

キ 児童福祉審議会文化財東部地区部会の委員である一般職の職員に報酬を支出していることは適当でない。

(2) 移送児童の食事代について
児童を長距離にわたり移送する場合、移送中の当該

児童の食事代の予算措置については、前回の監査でも指摘されていたが、このことは当所のみに限らず他の児童相談所とも同様で、附添の職員が負担していることは適当でない。これが所要予算の計上方針つき重ねて当局の検討善処を望む。

(3) 財産の管理について

ア 当年度敷地の一部1,89坪を鳥取市有地と交換していたが、この事務は本庁で実施し、その結果の連絡がないため、所に備え付けている財産台帳副本は未整理であつた。連絡をとつて整理し、明確にしおかれたい。

イ 当所敷地内鳥取市有地の賃借契約については前回の監査でも指摘されたとおりで契約の結を促進されたい。

米子児童相談所 昭和39年5月25日 監査

監査委員、中 田 玉 平

00239

1 予算の執行状況(昭和39年4月30日現在)

(1) 収入 (単位 円)

科目	予算額	調定額	収入額	収入未済額	摘要
寄附金	-	7,600	7,600		県庁舎建設寄附金

(2) 支出

(単位 円)

科目	目	予算令達額	支出済額	差引残額	摘要
職員費	県社会福祉会	5,073,760	4,999,605	74,157	
	児童福祉会	6,900	3,000	3,900	
	児童保護費	17,760,172	17,645,667	114,505	
	婦人児童福祉会	1,388,170	1,181,511	206,659	
	諸費	2,000	2,000	0	
合計		24,231,002	23,831,781	399,221	

2 主な業務の実施状況

(1) 措置の実施状況

訓戒 誓約	指導委託		施設					入所	里親委託	家族送致	その他	合計	
	児童福祉社	社会福祉社	児童委員	養護施設	教養施設	精養施設	盲ろうあ施設						自立施設
67	2	1	12	19	11	4	2	33	6	5	1	1,109	1,282

(2) 一時保護の実施状況

区分	分	実	人	員	延	人	員
一時保護所				103			500
委託一時保護				23			404
合計				126			904

3 留意事項

(1) 出納事務について

- ア 通勤手当確認簿の整理に不十分なものがあった。
- イ 特殊勤務手当等予算の執行に当たり、年度中途赤字支出していたが、適期に予算令達を受けて執行されたい。
- ウ 特殊勤務手当支給実績簿が整備されていなかっ

た。

エ スターター用燃料(混合油)の購入のように、長期継続して購入するものについては毎年度単価契約をしておることが望ましい。

なお、現物引き取りは注油伝票によつて行

物品購入伺簿の数量と不突合を生じていた。注油伝票を必ず発行し引取数量を確認しおかれたい。

オ 屋根反取替等庁舎修繕に当たり見積書が不足していたが、努めて2人以上から見積書を徴し、適正な執行をされたい。

カ 郵便切手の出納事務は正確を期されたい。

キ 養護施設等に委託した児童が就職する場合の就職支度金の支出事務を見ると、なかには就職あつ旋機関の就職決定証明あるいは雇用先の採用証明のないものがあつた。適切に事務の整理をされたい。

ク 児童福祉法に基づいて取り扱う一時保護児童にかかる保管金のうち、38年度中に満期失効となり県に帰属することとなつたもので、39年度に収入されていたものがあつた。また、保管物品のうち、保管物品出納簿に、記載されていないものがあつた。これら保管金品の的確な記録管理に努められ

00240

00243

カ 児童福祉法の規定に基づいて取り扱う一時保護児童にかかる保管金のうち、37年度中に満期失効となり、県に帰属することとなつていたものが本年度収入されており、また当年度中は満期失効となり県に帰属することとなつていたものについて、まだ収入の手続きがなされていないものがあつた。これら保管金が県に帰属することとなつた場合には、直ちに収入の手続きをされたい。なお、保管金及保管物品出納簿の公告終了及び満期失効年月日の記帳が不明確であつたが、これら保管金品の記録管理を厳にし、県への帰属時点を明確にされたい。

(2) 予算の計画的執行について

児童委員並びに生活困難な児童保護者に来所を依頼した場合の費用弁償として6,000円予算令達を受けていたが、年度中途の8月から2月までの間は必要があつたと思われるのに全然支出がなく、片寄つた執行をしていった。予算が少ない点もあるが、年度間

を通じて計画的な執行をするよう配慮を望む。

なお、児童保護者に対しては特別旅費で支出するのが妥当と思われるので、支出科目についても検討の要がある。

(3) まかないの勤務について児童の一時保護を行なつたときのまかないの勤務の謝金として報償費を支出しているが、勤務の実態は常勤であるので、予算措置にしたがつた処理をされたい。

(4) 炊事場の修繕工事について

一時保護所の炊事場を10,150円をもつて修理中で、監査時未完成であつた。なお、この予算は39年3月31日10,000円の令達を受けて実施したものである。予算令達の早期化と工事の年度内完成について今後

(5) 財産管理について

当所は財産の台帳を備えていながつたが、その取り扱いにかかる財産については、財産台帳副本を整備し、明確にしておくことが適当と考えるので善処を

00244

望む。

皆 成 学 園 昭和39年5月18日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行について(昭和39年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	予算令達額	収入済額	収入未済額	摘 要
弁 償 金	407,775	407,775	0	職員共食代
生産物売払代金	35,286	35,286	0	
過年度収入	9,965	9,965	0	
県庁舎建設寄附金	9,000	9,000	0	
合 計	442,026	442,026	0	

(2) 支 出

科 目	予算令達額	支出済額	差引残額	摘 要
精神薄弱児施設費	15,460,084	15,156,920	303,164	
一時保護所費	28,455	28,455	0	
県立児童福祉施設設備費	63,000	53,000	10,000	
合 計	15,551,539	15,238,375	313,164	

2 児童の収容状況について

精神薄弱児を収容保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的として、昭和38年4月30日現在で該当児童94人(男59人、女25人)を収容していた。

なお、当年度において女子寮が鉄筋コンクリート2階建136坪(工事費13,000,000円)に改築された結果、39年度から収容定員は120人(男子68人、女子52人)となり、36人増加することとなつた。

3 留意事項

(1) 出納事務について

00245

ア 農業生産物売払代金の調定事務の遅れているものがあつた。適時調定されたい。

イ 献立表と給食人員から算出した給食材料の数量と受払簿の払出数量に不合理を生じているものがあつた。一層的確な事務整理をされたい。

ウ ボイラー用燃料の重油購入に際し、年度間の単価契約にあたつて、前年度において契約した業者と契約されていたが、毎年度契約するつ度業者の競争に付すべきである。

エ 児童相談所から委託されて児童の一時保護を行なつた際の児童の日常諸費、及び食糧費として(目)一時保護所費(節)委託料の予算合達を主管課より受け、児童の衣料及び給食材料を購入していたが適正な予算経理でない。

オ 物品の購入にあたり契約書の作成を省略できる場合においても、高額のものは又は重要なものにつ

いては、請書を徴する等履行の確保を図るべきである。

(2) 予算の効率的執行について

ア 職業指導のため実施している窯業部門では原費86,000余円をもつて信楽粉末、薪等の材料を購入していたが、2回窯入れの計画が1回のみしか実施できなかった関係もあつて相当量の材料を繰越していた。予算の効率化の点から事業の計画的な実施が望まれる。

なお、これら材整は購入後直ちに現場に交付しているが、交付後の使用状況が不明確である。原材料受払簿を備える等受払を明確にすべきである。

(3) 職業教育の委託契約について

収容児童の職業教育として、収容児童を農家等に1年間預けて、養育及び職能指導の委託を行なつているが、この委託契約書において、委託児童の取扱いについての明文規定がなく、また委託中児童の過失、その他事故発生の場合は一切当学園が責を負う

00246

ことと約定されているが、事故発生原因の責任の所在如何にかかわらず学園が責を負うように解せられるので検討の要がある。

また、委託契約書に委託する児童名を明記されたい。なお、委託料の支払時期が約定より遅延していたが、約定を順守するよう留意されたい。

(4) 物品の管理について

当年度(昭和38年7月20日)に椅子、机、楽器、自転車等、205点の備品を売却処分としていたが、これは前回(昭和37年6月11日)の処分から僅かに1ヶ年しか経過していないにもかかわらず相当数量の分であり、このうちには紛失していたものも含まれている。今後の保管管理は一層厳にされたい。なお、処分にあつては努めて売却処分するよう配慮を望む。

(5) 財物の管理について

ア 当学園敷地のうちに倉吉町新町区民共有地40坪があり、貸借契約のないまま無償で借り受けてい

るが、貸借関係を成文化し明確にしておくことが望ましい。

イ 女子寮の取り壊し並びに女子総合寮の増築等当学園の財産に変動があつたにもかかわらず、本庁からの連絡がなく、学園備付の台帳は手入れがされていなかった。本庁と連絡をとつて登載整理し、管理に万全を期されたい。

ウ 当学園敷地の一部100坪程度は職員が家庭菜園として耕作しているが、行政財産であるので正規の手続を経て使用させるようにされたい。

(6) その他

本館と寮舎間の渡廊下には、冬期及び雨天に収容児が通行することを考え、上屋設置の必要を認める。

倉吉職業訓練所 昭和39年5月20日 監査
 監査委員 浜田庄三
 同 中田圭平

1 予算の執行について(昭和39年4月30日現在)

00247

(1) 収入

科目	予算額	実績額	収入済額	収入済額	摘要
財産売却	—	—	—	—	
代金	—	11,079	11,079	0	
財産費	—	8,600	8,600	0	
附金	—	—	—	0	県庁舎建設費附金
不用品売却	—	3,786	3,786	0	
生産物売却	1,800,000	1,901,674	1,802,807	98,867	
代金	—	—	—	—	
過年度収入	—	102,608	102,608	0	
合計	1,860,000	2,027,747	1,928,880	98,867	

2 訓練生の入所、修了及び就職状況

訓練職種	定員	応募者	入所者	修了者	就職	
					県外	県内自営
木						
テレビ、ラジオ修理工	30人	21人	25人	21人	7人	13人
内燃機関整備工	30	62	36	30	11	15
建築大工	20	25	17	17	—	13
家具	10	11	10	7	1	6
器具	10	7	12	9	1	5
合計	100	126	100	84	20	52

3 38年度中の主な施設設備の整備状況

訓練職種	内容	金額	備考
内燃機関整備工	コーナロツクエンジン	817,260	
木	工 科	7品目	
	真空集塵機	1品目	162,000

4 留意事項

- (1) 出納事務等について
- ア 不用品売却にあたり買受書を徴収していないも

00248

(2) 支出

科目	予算額	実績額	支出済額	差引残額	摘要
職員費	5,811,200	5,484,943	5,484,943	326,257	
職業訓練所費	4,521,950	4,393,917	4,393,917	128,033	
合計	10,333,150	9,878,860	9,878,860	454,290	

のがあつた。代金を即納せず告知書により収納するものについては買受書を徴し調定されたい。

イ 訓練所における生産物に関する事務取扱要領で定めている実技訓練実施回、同完了報告の内容の記入整理が不十分のものがあつた。明確に記入整理しおかねたい。

ウ 家具建具科の生産収獲物品の引継にあたり、製品が完成していないのに引継されているもの、引継が遅れているものがあつた。適正な事務処理をされたい。

エ 建築科の受託工事で、当年度に完成、出納員への引継も完了し、現実に依頼者に引渡しをしているにもかかわらず、39年度の収入として入れているものがあつた。収入年度区分を誤らないようになされたい。

オ 訓練生に対する作業手当としての報償費の支出については、作業手当支給要綱で「応用実習に従事した日数に応じて支給するものであること」と

規定されているにもかかわらず、応用実習の行なわれていない日にも支給されていること、また、3月において修了式到来前に修了式当日分までの作業手当が支払いはされていたことは適当でない。

カ 自動車用ガソリンの購入にあつては、単価契約をされたい。

キ 寄宿舎における電灯料及び水道料は県費負担しているが、子メーターを使用して入居者の負担とするにつき検討されたい。

ク 原材料費で支出したもののうち、実験用テレビ及び訓練用工具で備品費又は消耗品費から支出すべきものがあつた。適正な予算執行に努められたい。

(2) 受託工事の契約について

ア 建築大工科の受託工事は、依頼者と契約をいい結して実施していたが、なかには次のように約定のとおり実施していない事例があつた。約定のとおり実施すべきで、できないのであれば、

00249

適宜契約を変更する等適切な処理をすべきである。
ウ) 契約書は依頼者が材料を提供することになつて
いるにもかかわらず、現実には訓練所持ちで
実施していた。

(4) 契約書の工事代金は31,500円(工作料28,500
円、設計書、図面作成料等3,050円)で実施す
ることになつてはいたが、現実には工作料の28,5
00円のみしか収納してはなかつた。

(3) 物品の管理について
従来施設費で購入された訓練用機械の保管管理につ
いては、台帳を作成中であつたが、至急整備に万全
を期されたい。

(4) 財産の管理について
当所敷地内の倉吉市有地90.25坪及び国有地(廃道、
廃水路敷)85坪の具有移管登記については、前回の
監査でも指摘されたとおりで、これが促進につき重
ねて要望する。

米子職業訓練所 昭和39年6月2日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 予算の執行について

(1) 収入

科目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
生産物売払代金	2,060,000	2,061,820	2,061,820	0	
財産費寄附金	—	11,200	11,200	0	
合計	2,060,000	2,073,020	2,073,020	0	

(2) 支出

科目	予算合達額	支出済額	不用額	摘要
職員費	7,431,612	7,431,612	0	
職業訓練所費	10,363,299	10,355,754	7,545	
合計	17,794,911	17,787,366	7,545	

2 訓練生の入所、修了及び就職状況

00250

(第3種郵便物認可)

訓練職種	定員	応募者	入所者	修了者	就職		備考
					県外	県内	
木工	30	41	35	29	13	16	—
建築大工	30	43	30	26	3	22	—
洋裁	30	39	34	32	6	26	—
経理事務員	30	45	26	24	5	19	—
自動車整備工	40	81	44	35	7	28	—
機械	40	61	40	32	15	17	—
ワロツク建築工	30	16	16	—	—	—	39年1月開設
合計	230	326	223	178	49	128	1

3 38年度中の主な施設設備の整備状況

訓練職種	内容	金額	備考
木工	横切昇降機外3品目	385,000	円
建築大工	手押鋸盤外1品目	185,000	
自動車整備工	スチームクレーナー外3品目	430,000	
機械	ワールボストグラインダー	20,000	

ワロツク建築工	教室及び実習場等	鉄骨造	金額
平屋建65.7坪			3,360,000
ワロツク製造機外9品目			900,000

4 留意事項

(1) 出納事務等について

ア 実技訓練のため建築工事を受託した場合、付加
額(工賃)については何定めにより算出基準を設
定しこれに基づいて積算しているが、なかにはこ
の基準のとおり積算していないものがあつた。備
格部定にあつて不均衡を生じないよう算出基準
の適正な運用に一層配意されたい。

イ バレーボールコートネット製作を300,000円
で受託していたが、この実技訓練完了報告の内容
をみると、セメントを使用しているにもかかわらず
砂利、砂は使用せず実施に矛盾を生じていた。
適正な執行をされたい。

ウ 生産物申込(買受)書、並びに実技訓練実施回
同完了報告の内容の記入整理の不十分なものがあ

00251

つた。明確に記入整理しおきたい。
 エ 生産品の出納簿の記帳整理は一層正確を期されたい。
 オ 機械科及び木工科の受託製作品のうちにはかなり高額のものがあったが、これら高額のもの生産売却については依頼者と契約をてい結しておくことが妥当である。
 カ 訓練生の一部(就職決定者)をそれぞれ就職決定事業所に所外実習のため派遣し、この謝礼金として総額93,100円を県収入としていたが、各事業所からは災害補償等一切の責任を負う旨の誓約書を徴したのみで、前記謝礼金等については何等文化したものがなかった。災害補償については勿論、実習作業条件、射礼金等、所要事項を詳細にわたつて約定し、収入の根拠を明確にしておくことが妥当と考えられるので検討されたい。
 ナお、収入証憑書類に添付している事業所の出勤表と訓練所備付の出席簿に不整合を生じているも

のがあった。的確な事務整理をされたい。
 キ 消耗品費において26,023円、燃料費において19,805円それぞれ光熱水費はか2筋から流用されているが、短期間に数回に分けて行なわれていることは適当でない。計画的な予算執行に留意されたい。
 ク 自動車用ガソリンの購入にあたっては、単価契約をされたい。
 ケ 寄宿舍における電灯料及び水道料は県費負担しているが、子母ターを設置して入居者の負担とすることにつき検討されたい。
 コ 備品等の物品購入にかかる売買契約書については、検収、検収の費用負担、所有権の移転、物品の引換え、対価の支払、納期の延期、履行遅延による違約金、桌の解除権、かし担保責任等についても約定して、後日契約の内容をめぐつて紛争を生ずる余地のないよう細心の注意を払い、履行の解保を図るよう留意されたい。

00252

(第3種郵便物認可)

(2) 物品の管理について
 ア 本工科の実技訓練で、生徒用机及び椅子等を製作し、当所用に転用していたが、物品出納簿関係帳簿に登記して明確にしおきたい。
 イ 当年度敷地の周囲の一部の鉄柵をとりこわし、新しくコンクリートプロツクの塼を構築していた。旧鉄柵は未処分のまま屋外に置いていたが、まだ利用価値があると思われるので、転用するかできなければ売却処分するか適宜整理されたい。
 (3) 財産の管理について
 ア プロツク建築工科が59年1月から開設されるにあたり、その教室及び実習場用地として新たに174坪の土地を米子市から借用しているが、貸借契約が未でい結であった。早急に貸借契約をてい結されたい。
 イ 当年度増築したプロツク建築工科教室及び同実習場、倉庫は財産台帳に未登載である。速やかに登載手続きをし管理に万全を期されたい。

ク 寄宿舍裏側は、隣接の素掘用水路のため土砂くづれを生じ、建物の基礎が洗われている。至急に対策を講ぜられたい。
 整 股 学 園 昭和39年5月28日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行について(昭和39年4月30日現在)
 (1) 収入

科 目	予 算		収 入		要 摘
	額	率	額	率	
使用料及び手数料	14,238,555	11,460,295	2,778,260		県庁舎建設費寄附金その他
寄 附 金	22,900	22,900	0		
雑 収 入	493,486	493,486	0		
合 計	14,754,941	11,976,681	2,778,260		

料 目	予算合算額	支出済額	差引残額	摘要
肢体不自由児施設費	35,927,797 円	34,269,470 円	1,658,327 円	
県立児童福祉施設備費	1,000,000	1,000,000	0	
合 計	36,927,797	35,269,470	1,658,327	

2 運営の概況について

当学園は、肢体不自由児を收容して治療するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする児童福祉施設であり、同時に医療を行なう病院として昭和50年開設され、その運営を社団法人鳥取大学医学部医師会に委託していた。開設時收容定員54人であったものが、34年から70人となり、施設も拡張されてはいたが、県内にはなお当施設への入所を要すると思われる肢体不自由児童が多く待機し、一層の規模の拡充が望まれていた。県においては、36、37、両年度で移転新築することとし、敷地6,200坪に本館（鉄筋

コンクリート平屋建4棟）看護婦寄宿舎、その他附属建物延1,176.46坪を整備し、38年度から県において直接運営するようになった。

なお、37年度に職員公舎1戸（木造平屋建13.12坪）38年度に6戸（木造平屋建1戸建2戸、2戸建2棟延100坪）が附設されていた。

3 入退園者数及び外来患者延人員について

児童の收容状況は、38年4月1日現在70人であったが、当年度間に入園102人、退園40人あり、差引年度末には132人となり、更に39年4月には149人と満床になっていた。なお38年度中の外来患者延人員は1,373人で内訳は肢体不自由児477人、一般896人であった。

4 留意事項

(1) 出納事務について

普通診断書等の手数料収入については、医務部から口頭連絡により、庶務係で収納手続きをしていたが、診断書の控書類もなく、料金の区別が判然としない点があつた。手数料収入の根拠は明確

としておかねたい。

イ 初診料については、現金領収書を発行せず、診察券の控に領収印を押捺処理していたが、正規のとおり現金領収証書を発行するようにされた。

ウ カルテと外来患者料金計算カードに不突合を生じているものがあつた。的確な事務の整理をされたい。

エ 出納員の預金口座に入つた収納金の県金庫への払込みが遅れているものがあつた。また、同預金口座の利子の県への納付事務処理が遅れていた。速やかに整理されたい。

オ ボイラー用燃料（重油）購入における単価契約にあつて、業者の競争に付されていないことは適当でない。

(2) 看護婦寄宿舎の電灯、水道料の負担について、看護婦寄宿舎の電灯料金については、使用量のうち建物に附随して当然必要と認められる部分における使用量を推定して、その料金について県費負担とし、

残額を入居者負担としているが、県費負担としていられる部分について入居者の負担とすべきものが見受けられる。

また、水道料金についても子メーターが設置されているにもかかわらず使用量の記録がない。これら電灯、水道料金の入居者負担について更に検討されたい。

(3) 財産管理について

ア 敷地内にある木の立木については財産台帳に記録管理されたい。

イ 旧整技学園の建物は、監査日現在、その後使用しないままに荒れ果てて、窓ガラスの殆どは破れ、誰れでも自由に出入りできる状態にあつた。管財所管当局は、管理人を置くなど、果有財産の管理に留意されたい。

ウ 学園の建物のコンクリート壁面には、至るところに亀裂を生じており、浴槽は水位の関係で排水が不完全であつた。建築所管当局は、設計、施工

00255

監督に留意されたい。

5 運営について

監査日現在の収容児149名のうち、その47%にのぼる70名が脳住小児への原因する肢体不自由児である。脳性小児へのによる患者の入院期間は長期となり、2～4年の収容を要する現状である。ところが入院が長期になるほど入院料金が低額となる規定となっており、また、長期収容児に対しては、さらに改めて手術を行なうことは少なく、これらは園の収入(診療費)に大きく影響するとともにベント回転数の減少をきたしている。

入園待機児童も相当数にのぼり、かつ隔離室の設置など今後所要経費もかなり見込まれるが、上記事情を検討のうえ、今後の経営に対処されるよう県当局に要望する。

積善学園 昭和39年6月19日監査

監査委員 浜田庄平
中田玉平

1 予算の執行について

(1) 収入

科目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
弁償金	1,223,000	1,064,077	1,064,077	0	職員共食代
不用品売却	—	110,720	110,720	0	
過年度収入	—	68,754	34,428	34,326	
県庁舎建設費	—	12,800	12,800	0	
寄宿附金	—	—	—	—	
合 計	1,223,000	1,255,551	1,222,025	34,526	

(2) 支出

科目	予算合達額	支出済額	不用額	摘要
職員厚生施設費	2,100	2,100	0	
盲ろうお児施設費	17,646,046	16,602,219	1,043,827	
福祉事業費	100,000	100,000	0	
合 計	17,748,146	16,704,319	1,043,827	

00256

2 児童の収容状況

区分	収容定員	前年度末現在	入園	退園	年度末現在
盲児	30人	25人	4人	5人	24人
ろうお児	90	61	6	5	62
合 計	120	86	10	10	86

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 弁償金(職員共食代金)の調定収入にあたり、給食数のは握は一層正確を期されたい。

イ 歳入歳出外現金の収入事務処理にあたり収入調書を作成していかなかった。

ウ 盲学校寄宿舎に入寮していた生徒の給食代の過年度未収分68,754円の滞納整理については、当年度努力し相当額を徴収していたが、なお、監査当時26,000余円残されていたのでこれが徴収についても一層の努力を望む。

エ ボイラー用B重油の購入にあたっては、指名競

争入札の方法により業者を適定していたが、単価

はさらに有利に決定するよう努められたい。

オ 非常の際における児童の避難用スベリ台(鉄鋼製手すり付)を80,000円で取り付けて備品費で支出していたが、工事請負費が適当である。

(2) 物品の管理について

当年度石炭用横管式ボイラーを処分していたが、これは附属していたモーターは見積価格が安いため処分していかなかった。この未処分モーターについては物品出納簿に登記し、明確にしておかれたい。

(3) 財産の管理について

ア 当所敷地は昭和28月2月大蔵省との交換によって得たものであるが、未登記のままであるので、実情を調査し登記を促進されたい。

(4) 火災報知器の設置について

寮舎に火災報知器が設備されていないが、とくに盲児寮舎は木造建築であり、又法の規定もあり、有事の際を考慮して設置することが望ましい。

5) 公舎等の整備について

当学園には指導員公舎がなく、また保母寮は狭あい
で現在保母のうち3名は学園敷地内にある團長公舎
に入居しているが、皆ろうあ児を収容保護している
特殊施設であるので、日常の生活指導は勿論非常の
事態に備えて、職員公舎等宿泊施設を充実強化する
ことが緊要である。当局は検討善処されたい。

婦人相談所 昭和39年7月8日 監査
委員 浜田庄平
同 中田玉賢
同 野坂浩賢

1 予算の執行について

(1) 収入

科目	予算額	調定額	収入額	未済額	摘要
金 入	36,000	22,379	22,379	0	職員共食代
年度収入	—	136,677	20,075	116,602	
婦人厚生費	253,000	350,241	233,900	116,341	
金庫運送費	—	5,700	5,700	0	県庁舎建設費
財産附	—	—	—	—	寄附金
計	289,000	514,997	282,054	232,943	

(2) 支出

科目	予算合連額	支出済額	不用額	摘要
職員費	3,702,669	3,702,669	0	
諸費	600	600	0	
婦人相談所費	937,000	901,694	35,306	
婦人一時保護所費	397,000	389,658	7,342	
婦人保護対策費	405,700	325,700	80,000	
婦人保護施設費	943,800	928,599	15,201	
計	6,386,769	6,248,920	137,849	

2 主な業務の実施状況

(1) 相談業務の実績

取扱機関別	更生相談	資金相談	結婚相談	求職相談	医療相談		生活相談	住居相談	その他	計
					病気の療	妊娠の処				
婦人相談所	40	6	1	3	1	—	8	4	1	64
西部駐在	2	—	—	5	—	—	1	1	3	14
倉吉市	1	1	—	3	1	—	14	7	21	52
米子市	1	4	—	3	2	—	4	1	1	17
境港市	1	1	—	—	1	—	4	1	9	17
計	45	12	1	14	5	1	31	14	4	164

(2) 一時保護及び措置の状況

一時保護	措置		状況				合計
	人員	延人員	帰郷	就職	入院	その他	
15	48	1,958	22	1	1	4	42
	(5ち子供6人)	(5ち子供254人)					

(3) 婦人寮入退寮調

区分	定員	年度当初在寮者	入寮	退寮	年度末在寮者	年度中入寮人員
人員	15	14	13	19	8	4,119

3 留意事項

- (1) 出納事務等について
- ア 弁償金(職員共食代金)の徴収にあたり、4月分及び5月分については前年度の単価により徴収し、その後当年度分の単価が決定し増額となつたにもかかわらず、差額分については追徴していかつた。
- また、39年3月分を4月に調定していたことは適当でない。適正な事務の処理をさたい。
- イ 郵便切手の次年度への繰越額、38年度使用実績よりも多い額であつた。経費の効率的執行に努められたい。
- ウ 無断退所及び退寮者の遺留金品台帳を整備して、処分を明確にされたい。

(2) 婦人更生資金について

- ア 当年度貸付金予算375,000円の合達を受け、このうち7件295,000円を貸付し、80,000円は不執行としていた。これは年度末に開催した運営委員会にはかつた案件のうち1件否決となつたためであるが、前記貸付実績外にも希望があつたようであり、予算の計画的、効率的な執行に一層配意を望む。

イ 償還の状況は次表のとおりで

区分	調定額	収入済額	収入額	収入率
現年度分	350,241	233,900	116,341	67.78%
過年度分	136,677	20,075	116,602	14.69%
合、計	486,918	253,975	232,943	52.16%

とくに、過年度分は所在不明及び事業不振のもの徴収が困難で甚だしく低調である。未収金は今後にもさらに増大することが予想されるので、償還金の回収整理については一層努力の要がある。

- ウ 借受人が支払期日までに償還金を支払わなかつたときは、延滞利息を徴収することに規定されているが、現在まで適用せず空文となつている。前回の監査でも指摘されており、これが取り扱いついて検討されたい。

- (3) 物品の管理について
- 婦人相談所における一時保護及び婦人寮の入寮女子に貸し付けている寝具類を一括寮母に貸与しているが、貸与簿の整備が不充分であつた。変動の都度記録管理を厳にされたい。

北九州事務所 昭和39年7月14日 監査

監査委員	浜田庄二	中田玉平	野坂泰章
同	同	同	同

- 1 予算の執行について
- 人件費を除く諸経費は常時資金前渡を受けて支払つており、当年度の出納状況は次表のとおりである。

科 目	受 領 額	支 払 額	残 額	備 考
農産物小倉あつ旋所費	3,582,466	3,581,960	500	残額 500円は精算し昭和39年 5月 7日返納
北九州事務所費	773,300	631,358	141,942	残額 141,942円は同上
合 計	4,355,760	4,213,318	142,442	

2 主な業務の実施状況について

- (1) 当所は農産物あつ旋のほかは商工観光業務も推進

することになり38年10月事務所を小倉ステーションビルに移転し、39年1月20日行政組織規程を改正し

て従来の農産物北九州あつ旋所を現在の名称に改め、職員も1名増員して監査当時所長以下3名(1名はか)

団体職員1名)で所管業務の運営に努力していた。
(2) 青果物入荷あつ旋実績は次表のとおりである。

品目	昭和36年		昭和37年		昭和38年		摘要
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
梨	557,739	419,438,790	580,184	493,823,033	765,607	645,525,109	数量の単位
ぶどう	37,242	17,286,950	33,692	14,498,335	32,382	16,465,720	"
柿	359,715	14,577,922	206,100	11,677,320	192,960	13,011,350	kg
すいか	34,884	441,248	131,504	2,871,207	635,512	7,553,095	"
らつきよも	—	—	16,830	1,302,030	94,132	7,043,860	"
長いも	9,650	536,750	33,495	2,078,400	78,220	6,374,750	"
人参	79,025	2,791,760	—	—	137,685	2,027,233	"
加工ぶどう	79,577	2,701,317	40,735	1,645,149	44,201	1,790,140	"
里いも	28,220	678,300	—	—	24,760	1,077,690	"
白ねぎ	560	24,740	—	—	26,028	1,024,830	"
その他	—	773,973	—	806,944	—	1,601,858	"
合計	—	459,251,750	—	528,702,418	—	703,475,645	
伸長率	—	100	—	115.1	—	153.2	

果実の販売金額6億7,422万円で、20世紀梨が販売総額の90.4%を占め、次いで甲州ぶどう、富有柿となつている。また、その果の販売金額は2,625万円で、前年の664万円に比較すると著しいのびを示し、この主なものは、すいか、らつきよも、長いものである。

(3) 展示物品即売実績は次表のとおりである。

年度	区分				合計
	食糧品	民芸品	陶器	合計	
38(2月~3月)	810	8,181	6,075	15,066	

(4) 観光客あつ旋実績は次表のとおりである。

年度	紹介件数	成立件数	成立人員
38(2月~3月)	19	9	31

(5) 主要会議等開催状況

区分	会議名	回数
農産物関係	鳥取県連指定荷受会社代表者会議ほか 世紀梨輸送試験	4回
工観光関係	西日本観光と名産品展 山陰路観光協議会	4回 1回
その他	北九州鳥取県人会	1回
合計		2回
		13回

3 留意事項

- (1) 出納事務について
次のように適切でない点があつた。一層適正な事務処理に努められたい。
ア 印刷製本費で支払しているもののうち支出科目が適当でないもの。
イ 郵便切手の出納簿の受入数と購入数量に不整合のもの。
ウ 資金前渡受領者の預金口座の利子で県へ納付の遅れているもの。
エ 物品(備品)の購入にあたり相見積がないもの。

00263

オ 借上が1ヶ月に満たない月の職員住宅の借上料の日割計算が約定のとおり行なわれていないと認められるもの。

(2) 職員住宅について
職員住宅として現在3戸を借上げているが、年間の県費借上料は144,000円(1戸当り月額4,000円)となり、このほか入居者においても相当額を負担している実情である。しかも当地方の住宅事情は極めて悪く民間家賃は年々高とうしつとあり、むしろ年次計画により職員住宅を建設することが適当と思われるので、当局の検討善処を望む。

4 業務の実施について

- (1) 所の業務のうち、荷受機関の業務及び信用状況の調査を所が直接独自に実施しているが、限られた職員及び経費では充分なこととはできないと考えられるので各県物産あつ旋所が連合して専門的な調査の行えるような共同調査の方法について検討されたい。
- (2) 観光業務を当年度から担当することとなり、前記

のとりの観光客のあつ旋実績を挙げているが、県費を使用して個々の観光客のあつ旋を行なうことは適当と考えられない。これらの業務は業者団体の駐在員等により行なうこととし、所は観光宣伝及び観光相談の面を担当すべきであると考えられるので検討されたい。

家畜保健衛生所

倉吉家畜保健衛生所	昭和39年4月14日 監査
監査委員	浜 田 庄 二
同	中 田 玉 平
船岡家畜保健衛生所	昭和39年5月4日 監査
監査委員	浜 田 庄 二
鳥取家畜保健衛生所	昭和39年5月15日 監査
監査委員	中 田 玉 平
同	野 坂 浩 賢
米子家畜保健衛生所	昭和39年5月27日 監査
監査委員	浜 田 庄 二

00264

(第3種郵便物認可)

同 中 田 玉 平
野 坂 浩 賢
生山家畜保健衛生所 昭和39年6月23日 監査
監査委員 浜 田 庄 二

所子を除く倉吉、船岡、鳥取、米子、生山家畜保健衛生所について、昭和38年度にかかる定期監査を執行した結果、各所の共通の留意事項は概ね次のとおりであったので是正改善されたい。

1 経理出納その他事務処理について

- (1) 各所別の家畜防疫手数料並びに家畜保健衛生所使用料の収納状況は次のとおりである。

(昭和39.3.31現在)

家畜保健衛生所別	家畜防疫手数料	家畜保健衛生所使用料	計	し畜検査手数料(証紙)	備考
倉吉	1,793,650	197,050	1,990,700	621,000	未収400円
船岡	680,090	47,350	727,440	309,700	
鳥取	702,880	50,000	752,880	159,800	
米子	1,410,495	87,100	1,497,595	408,100	
山	111,300	60,250	171,550	300	
計	4,698,415	441,750	5,140,165	1,498,900	

予防注射及び検査、投薬等の手数料並びに薬治料等の使用料は前納することとなっているが、各所(生山を除く)とも大部分が前記処置後の3、4ヶ月後に収納され、なかには1ヶ月後に収入している所もあり、収納時期が全般的に遅延している。

また、し畜生産検査の手数料(証紙収入)は、し畜生産検査を受けるときに収納する規定となつていますが、従来より、仔牛の取引の行われるときに収納することが慣例となつていて、郡畜連が作成したせり市場入場名簿により、畜産団体より一括後納られている実情にある。手数料徴収規則(第3条)並びにし畜検査条例(第14条)に規定するし畜検査手数料の納付時期及び徴収方法に違反しているため、規定と業界の実情とが合致するよう適切な調整方法について検討されたい。なお、各種使用料、手数料収入事務の基となる会計関係規定が整備されていないので至急に整備されたい。

- (2) 家畜伝染病予防法(第6条第1項)に基づき実施

している肝てつ顯除の投薬料は、鳥取県家畜保健衛生所使用条例に基づき使用料として1件100円を徴収(5衛生所分412,600円)しているが、これは、地方公共団体手数料令(442号)に根拠する家畜防疫手数料として収納すべきが相当と思慮されるので当局は検討善処されたい。

(3) 豚コレラ予防注射及びびな白痢検査等家畜防疫のための獣医師雇上げ回はそのつ度所轄振興局長に「承認申請」手続きがなされているが、これらの同一に対する決裁行為に替える承認通知が、日野地方農林振興局所轄の家畜保健衛生所のはかはなされていないので、関係振興局は適法に処置をされたい。

(4) 各所長は職員(長を含む)の旅行命令、超過勤務及び特殊勤務命令を行なっているが、これは支出の原因となる行為であるので、所轄地方農林振興局長は関係予算を文書をもって内示するよう、これが取扱につき検討されたい。

2 物品について

(1) 家畜伝染病予防法第7条の規定により処置済家畜に附する各種耳標の出納記録が不十分なため、消耗品交付簿の員数と現物品数が不適合を生じている状況にあった。手数料収入にも関係があるので、使用残数の回収並びに損傷等を明確にし、適正な出納をするよう留意されたい。

(2) 各所とも一般的備品及び事務用消耗品は、物品要求書により振興局から交付を受けているが、特殊物品(予防液等)については、直接本課へ要求し交付を受けているため振興局の出納簿に登記されていない。また、消耗品は薬品のみを消耗品交付簿に登記し、その他の物品の受取は行なわれていない状況であったので、正規の諸帳簿を備え、適正な管理出納を行なわしめるよう関係当局は指導をされたい。

3 財産について

(1) 県有建物である家畜保健衛生所の坪数が財産台帳と不適合で、実態調査を要するもの並びに借上げの土地及び建物の契約期限満了に伴なう契約更新の手

続を要するもの等財産管理事務が充分でないので、所定手続きを執り、適正管理に留意されたい。

なお、借上不動産については別途整理簿を作成し、その管理事務に万全を期するよう当局は検討された

4 事務事業について

(1) 家畜の結核病及びブドウセラ病等防疫のための予防注射並びに検査は、家畜伝染病予防法(第6第2項)で「その実施期日の10日前まで」に実施目的、区域、期日等の事項を公示し、「公衆の見易い場所に掲示しなければならぬ」。同法施行規則第11条)となつてはいるが、検査等実施の3、4日前に公示されているものが多く、なかには検査実施の期間中に公示されているものも散見され、決定期日が厳守されていない状況で遺憾である。

なお、公示の届知方法についても充分と云いがたい。

(2) 家畜防疫のため使用する各種予防液及び診断液の出納が不明確であり、また私出数量を予防注射頭数

並びに検査頭数で試算すると各所ともロス率が高いと認められるので、出納を厳重にするとともに、予防液及び診断液は各所別の予防注射並びに検査の実施計画に基づき、所の残数量を考慮し、順次配布する等効率的使用の方途を検討されたい。

(3) 本庁からの予算令達の遅延により、とくに、家畜の検査及び予防注射のため雇上げた獣医師に対する賃金が、各所とも長期間(3ヶ月間)支給されていない実情で、獣医師の雇上げに支障が認められるので、円滑なる事業執行を図るため本庁は早期予算令達に格段の配慮をされたい。

なお、各所は予算の通期令達を受けるために、少なくとも4半期ごと若しくは月ごとの事務事業の実施計画を樹て、所轄振興局より事前に申請し、事務事業の円滑なる執行を確保されたい。

(4) 前記雇上獣医師に対する給付の実態は、その処置頭数を基準として支給しているのに、表面上は1日当り1,100円の定期賃金を支給したこととなつてい